

玉名市介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービスコード表の改定について

令和7年4月1日

玉名市高齢介護課

令和6年度介護報酬改定における経過措置終了等に伴い、総合事業サービスコード表を改定します。なお、単位数表マスタについては、4月下旬頃に掲載します。

1 訪問型サービス

(1) 訪問型従前相当サービス（旧介護予防訪問介護サービス）

「介護職員等処遇改善加算（V）」については、令和7年3月31日で終了する。
業務継続計画未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。

(2) 訪問型サービス・活動A（基準緩和型訪問サービス）

高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。

2 通所型サービス

(1) 通所型従前相当サービス（旧介護予防通所介護サービス）

「介護職員等処遇改善加算（V）」については、令和7年3月31日で終了する。

(2) 通所型サービス・活動A（基準緩和型通所サービス）

高齢者虐待防止措置未実施減算及び業務継続計画未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。

3 介護予防ケアマネジメント

業務継続計画未実施減算については、令和7年4月1日から適用する。